

令和7年11月

お客さま各位

八幡信用金庫

「八幡信用金庫投信取引約款」等の改定のお知らせ

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正への対応として、令和7年12月1日に以下のとおり約款・規定等の改定を行いますのでお知らせいたします。

改定内容について、以下の新旧対照表をご確認ください。

	改定約款等	リンク
1	八幡信用金庫投信取引約款	新旧対照表 改定後約款
2	投資信託受益証券等の保護預り規定 (取引残高報告書式)	新旧対照表 改定後取扱規定
3	国債証券等の保護預り規定 (取引残高報告書式)	新旧対照表 改定後取扱規定
4	振替決済口座管理規定(振決国債)	新旧対照表 改定後取扱規定
5	投資信託受益権振替決済口座管理規定	新旧対照表 改定後取扱規定

以上

本件に関するご質問、ご不明な点がございましたら、お気軽にお取引店または下記の連絡先までお問合せ下さい。

今後とも、八幡信用金庫をご愛顧賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

八幡信用金庫

登録金融機関 東海財務局長(登金)第60号/加入協会:なし

お問い合わせ先

(八幡信用金庫 業務部 電話:0575-65-3125)